

RPA+働き方改革コンソーシアム 規約(Ver11)

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「RPA+働き方改革コンソーシアム（英文名：RPA+ work style transform Consortium）（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）を活用して働き方革の実現を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) RPA、及び「RPAを活用した働き方改革」に関する情報発信
- (2) RPA、及び「RPAを活用した働き方改革」の推進、支援
- (3) RPA技術者の資格認定
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(所在地)

第4条 本会は、以下を所在地とする。

東京都品川区東五反田1-7-11
アイオス五反田アネックス601号
アドバンスト・ビジネス創造協会内

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の目的及び事業に賛同する企業、団体、個人、有識者、関係府省庁等を会員とする。

(会員の種別)

第6条 会員の種別は、法人会員、有識者会員、特別会員とする。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同する企業又は団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (3) 有識者会員 本会の目的に賛同する有識者
- (4) 特別会員 関係省庁、地方公共団体、又は本協会の活動に特別に寄与すると認められた団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出し、幹事会の承認を得て会員になることができる。

(会費)

第8条 本協会の会費は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 入会金 10万円、年会費 10万円
- (2) 個人会員 入会金 なし、年会費 1万円
- (3) 有識者会員 無料
- (4) 特別会員 無料

(退会)

第9条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、幹事長に届け出なければならない。

2. 本規約を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損する行為があったとき、若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 0名から若干名
- (3) 幹事 2名以上
- (4) 監事 1名2名以内

(職務及び権能)

第11条 幹事長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐する。

3. 幹事は、幹事会を構成し、この定款の定めるところにより、職務を執行する。

4. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところに準じ、監査報告を作成する。この為に、いつでも幹事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第12条 役員任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

第4章 組織

(総会)

第13条 本会の最高機関として、総会を置く。

2. 総会は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、幹事長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

3. 総会は、本会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

4. 総会は、執行機関たる幹事会の構成員として役員を選任する。

但し、監事については、アドバンスドビジネス協会 監事に委任することとし、その信任を行う。

5. 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

6. 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 総会は、幹事長が招集し、議長を務める。幹事長に事故があるときは、副幹事長が代行する。

幹事長及び副幹事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(幹事会)

第14条 本会に、幹事会を置く。

(幹事会の構成)

第15条 幹事会は、役員、及び事務局長をもって構成する。

(幹事会の権能)

第16条 幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 役員職務の執行の監督
- (3) 幹事長、副幹事長、及び事務局長の選任及び解職

(幹事会の開催)

第17条 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 幹事長又は事務局長が必要と認めるとき
- (2) 幹事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(幹事会の開催方法)

第18条 幹事会は、電磁的方法により開催することができる。

(幹事会の招集)

第19条 幹事会は、幹事長、又は幹事長が指名する役員が招集する。

2. 幹事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、開会の日の一週間前までに幹事及び監事に通知しなければならない。

ただし、役員の前員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

3. 前条第 2 号の請求があったときは、幹事長、又は幹事長が指名する役員は、速やかに幹事会を招集しなければならない。

(幹事会の議長)

第 20 条 幹事会の議長は、幹事長、又は幹事長が指名する役員が務める。

(幹事会の定足数)

第 21 条 幹事会は、構成員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む)をもって成立する。

(幹事会の決議)

第 22 条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員(代理出席、委任状を含む)の過半数をもって行う。

(幹事会の決議の省略)

第 23 条 幹事会において、その役員が会議の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる役員の前員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(幹事会の議事録)

第 24 条 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録には、出席した役員が署名又は記名押印しなければならない。

(事務局)

第 25 条 幹事会のもとに事務局を設置し、本会の庶務全般を行う。

2. 事務局は、一般社団法人アドバンスト・ビジネス創造協会に設置する。

3. 事務局長の選任及び解職は幹事会が行う。

4. 本会の庶務は、一般社団法人アドバンスト・ビジネス創造協会が行い、運営に関わる必要経費(利益を含む)を支払うこととする。

(企画委員会)

第 26 条 幹事会は、会員企業の中から企画委員を 3 名以上指名し、もって本会の運営について、その内容を検討させることができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産から生じる収入

(2) 事業に伴う収入

(3) その他の収入

(事業計画及び収支予想)

第 29 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに事務局長が作成し、監事の監査を受けた上で、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び予算)

第 30 条 本会の事業報告書、収支計算書及び次年度事業計画書、収支計画書等、決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 規約の変更

第 31 条 (規約の変更) この規約は、総会の承認によって変更することができる。

付則 この規約は、2018年6月5日より施行する。